

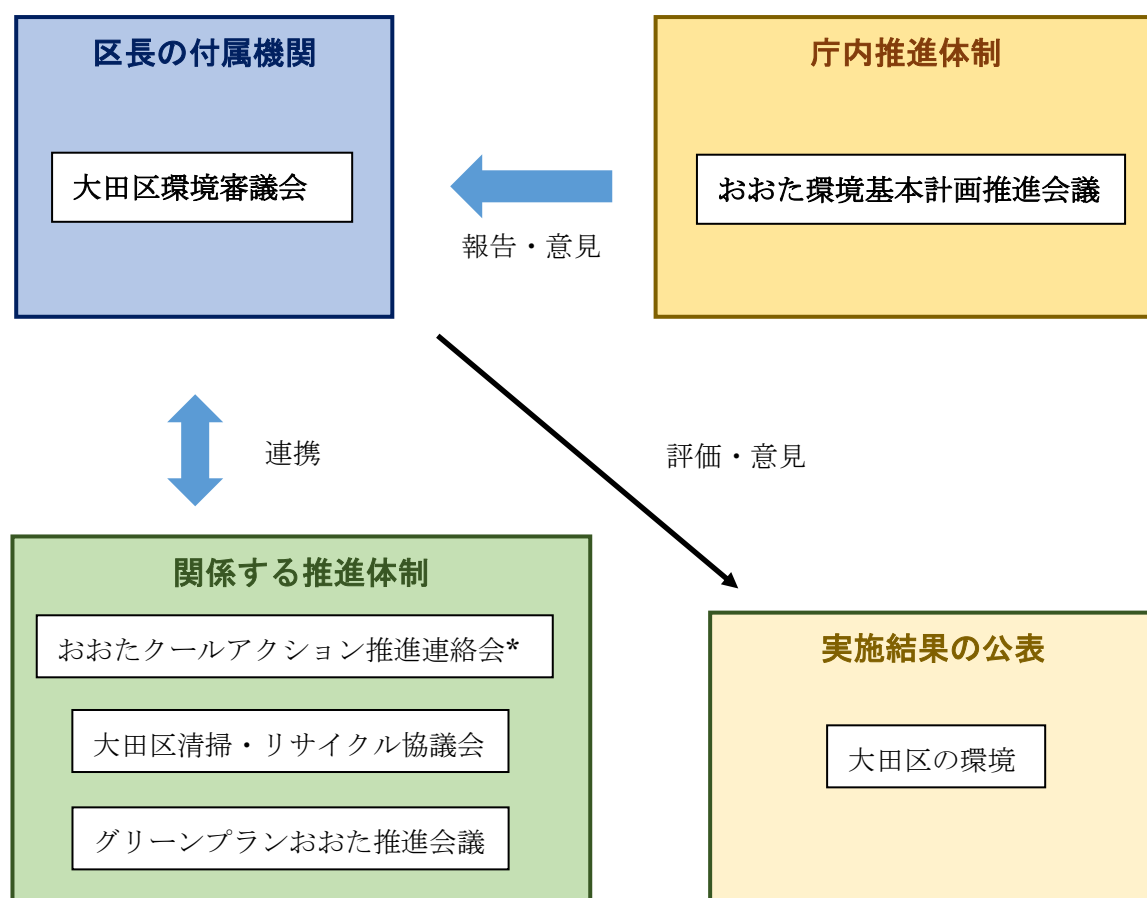
第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、下図に示すような計画推進体制を整備するとともに、関係機関との連携を図りつつ、区民等、事業者及び区の協働による取組の展開を図っていきます。



(1) 大田区環境審議会の役割

区長の付属機関として環境基本条例に基づき設置され、区長の諮問に応じて、本計画の進捗状況や環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

(2) 庁内推進体制

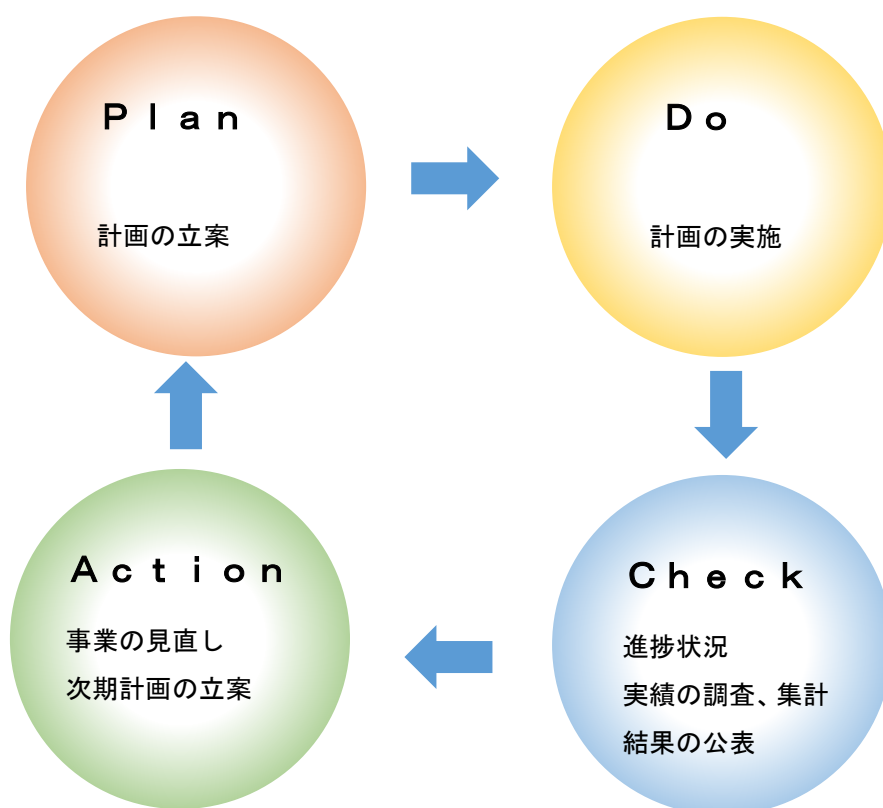
本計画の推進を図るため、区長を会長とした「おおた環境基本計画推進会議」を設置し、庁内関係部局が連携することで、本計画を着実かつ効果的に推進し、進行管理を行います。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

計画の実効性の確保と着実な推進のため、区民等、事業者及び区の協働による効果的な進行管理を行う仕組みが必要です。

本計画は、PDCAサイクルに基づく進行管理システムにより、計画の推進と継続的な改善を図ります。



PDCAサイクルによる計画のイメージ

(2) 進行管理の手順

本計画の進行管理は毎年行うものとし、計画に定める取組の実績、進捗管理について調査・集計するとともに、大田区環境審議会における評価を踏まえ、「大田区の環境」を発行し、区ホームページ等を通じて公表します。